

バルカン・南欧における西欧法の継受

鈴木 輝二

19世紀の民族主義の台頭する時代にバルカン諸国ではトルコ支配から解放されて独立を再生する動きが現れた。独立した諸国は国民国家形成のモデルを先行する西欧に求めて、従来の文明的枠組みであるビザンチン世界から離れて西欧との交流を開始する。法文化における大欧州化のプロセスが始まったのであるが、それに伴って伝統的ビザンチン法系国における西欧法継受の問題が発生する。

バルカン諸国が4世紀に渡るトルコ支配から開放されたのが19世紀であったため、これらの国の比較法上の法典編纂問題は、第一次世界大戦後のベルサイユ条約などの結果として独立を回復するローマ・カトリック圏の中東欧諸国より時期的には一歩早い19世紀中頃に注目される問題となった。

西欧法の源泉であるローマ法（ローマ法大全＝コルプス・ユリス・キビーレス＝Corpus Juris Civiles）は東ローマ帝国の皇帝ユスチアヌスによって6世紀に完成された。しかし法典の6世紀以後の西欧での盛運は11世紀まで明らかではなかったのに対してビザンチン世界では8世紀以降、コルプスに代わる、内容的にはほぼ、それを受け入れ、なおかつ補足したバシリカ法典（Basilica、8－9世紀）がバシル皇帝（Basil, 867－86）、さらにレオ賢王（Leo, 886－911）によって編纂され、ギリシャ語によって公布されていた。それにさかのぼって、ビザンチン世界では公用語はギリシャ語に統一されており、ラテン語の使用は8世紀に廃止されていた。

それに加えて、正教の教会法が、コンスタンチノーブルおよびテッサロニキの正教会の高僧によって編纂されていた。それらは教会法だけに限られず、世俗的な民法規定に類する部分も含まれていた。12世紀のテオドル・バルサモン（Teodore Valsamon）のエクエゲシス・カノニウム（Exegesis Canonum）やマテウス・ヴラストリス（Matthew Vlastaris）が1335年に編纂したシンタグマ（Syntagma）がそれに続く法典である。後者は、24編からなる教会法の法典であるが、そのノモカノン（Nomocanon）の部分は私法的部分で、これらは現在においても正教界の教会法の源泉である。

ビザンチン法においてバシリカ法典について重要な法典はヘキサビブリオン法典である。14世紀になってテッサロニキの裁判官であるハルメノポウロス（C. Harmenopoulos）によって編纂されたヘキサビブリオン（Hexabiblosi）法典は1345年に公布された。同法典はバシリカ法典が9世紀以降のビザンチン法の源泉であることに変わりはないが、それをそれまでの実践をふま

えて補足し改正したもので、ビザンチン法を検証する上では実践的には最重要の法典である。それだけでなく、15世紀以降400年に渡るトルコ支配下でもバルカン半島の地域で適用された法典という意義においても重要である。

ビザンチン諸国の法学のための研究機関は、西欧的な大学の形態はとらなかったが、法学専門家を養成する機関は、コンスタンチノープル、テサロニキ、ビエルト、後にはキエフ（17世紀末にロシア皇帝ピオートルが大欧州視察旅行の際、入手したラテン語で書かれたローマ法文献をロシアでは解読できる専門家がいなかったのが実情で、かろうじてキエフの正教アカデミーにラテン語の専門家がいたという）、そこではギリシャ語による研修が中心であるが、ラテン語のローマ法がコルプスも含めて学習されていた。

1 セルビアの諸法典

14世紀以降ビザンチンを二分する法文化を形成したのはセルビア法である。

セルビア法の最初の法的文書としてノモカノン (Nomocanon) のスラブ語訳 (1219年版) がある。当時は、教会法と世俗法の区別はなく、教会法が法の始まりである。バシリカ法典についての学識も含めて正教会の指導者達は、コンスタンチノープルやベイルートの法学校で学んでいた。法学校にセルビア人学生の留学記録があることから、当時のビザンチン法の権威として知られた法学者であるキイヒリオス (John Xyphilinos, 1065 - 75) の学説などが伝えられていることことは間違いない。

12世紀末のネマンヤ朝の支配になってセルビアは正教に改宗していたが、最初の正教教会を設置したのはそのステファン王の子でセルビア大主教の聖サバ (St. Sava, 1152 - 1237) である。その頃から正教会の活動が本格化し、教会法の整備が始まった。

さらにセルビアがビザンチン世界において注目される存在になったのは、ドシャン王 (Stefan Dusan, 1331 - 1345) の時代である。彼は、ギリシャ・セルビア大王国を構想し、南はマケドニア、エピルウス、テッサリ、東はブルガリア、ルーマニアを含む領土を王国の領界としていた。彼は、ビザンチン王国としてのセルビア帝国の原理を東方正教とし、ビザンチン法の浸透を重視した。従って国教としての正教徒を王位継承資格とした。

統一法典による帝国の統治という構想は、五世紀後のナポレオンの帝国構想に類似している。このような帝国構想は、コンスタンチノープルを中心とするビザンチン帝国に対抗する性質があった。前述のようにコンスタンチノープルではヘキサビブリオシ法典が1345年に公布されていたが、ドシャン王のドシャン法典 (Dusanov Zakonik) は1349年に公布された。結果として、ビザンチン世界ではバシリカ法典以降のビザンチン法の系譜をドシャン法典はヘキサビブリオシ法典と二分する法典となったのである。つまり、セルビア王国を中心とする地域では、ドシャン法典が、その他のビザンチン世界ではヘキサビブリオシ法典が適用され、それは15世紀半ばにトルコに支配された以後においても適用されていた法典であった。

ドシャン法典は三部構成になっており、全201か条からなり、うち38か条は、正教会、家族に巻する規定である。土地所有に関する規定には所有者の権利と義務の規定がある。法典はまだ、個人と公的關係について明確な区別はなく、また慣習的権利についての規定もないが、後世の専門

家の評価では、ビザンチン世界でのマグナ・カルタに等しい法治主義概念が導入されていると評価されている。

14世紀のドシャン法典のセルビア社会での反応を知るすべもないが、1371年に始まるトルコの占領に対してセルビアが最終的にトルコ支配となったのは1489年であるから、セルビア人は一世紀に渡ってさまざまな方法でトルコに抵抗していた。セルビア人の法文化の中で民族的アイデンティティがその法典を通じて形成されていた例証ではなかろうか。

セルビアは4世紀に渡るオスマン・トルコ支配から独立への一步を1830年に至って始める。オスマン・トルコ支配下ではあるが、自治公国となったセルビアは、国内の政治不安を抱えながらも公国の指導者となったミロシュ公の指示により、オーストリア領で経験を持つセルビア人官僚が登用され、彼らを中心に近代化政策が導入された。1830年にはベオグラードに高等学校（後のベオグラード大学の前身）が創設され、法学教育、法典の準備も始まった。最も身近な1811年のオーストリア一般民法典がモデルとなった編纂事業であった。しかし指導者の関心はオーストリア法だけにあるのではなく、ナポレオン法典のセルビア語訳が1829年に発表されて、少なくとも専門家は広い比較法知識を持っていた。しかし、法典史の中では、ナポレオン法典とオーストリア一般民法典に次ぐ法典になり、まだ、イタリア民法、スイス民法、ドイツ民法典が公表されていない時代であるから、法典起草にあたっては、限られた情報と経験という意味ではオーストリア法の経験は重要であった。

民法起草の関係者は、フランス民法典は、あまりにもセルビアの現実とは遠く、フランスのような市民社会、合理的な権利意識、共和制の発想はセルビアの条件に適さないと結論づけた。他方、オーストリア民法は、ハプスブルグ統治の文化的、宗教的多元性を包含する法典になっており、セルビアの現状により適していると評価された。

それに加えて、セルビアの法典起草作業では、ミロシュ公の指示もあり、セルビア社会が東方正教を信教の基盤とすること、法典はセルビアの現実に対応したものでなければならないことが強調されていた。

セルビア民法典は1844年3月25日に発効し当初はセルビア公国の法典となり、体制が王国となっても効力を持ち、さらにバルカン戦争の後の1912 - 1913年には王国に編入されたマケドニアにも適用された。一般に1844年セルビア民法典は、1811年のオーストリア民法典の縮小版といわれることが多いが、起草委員会の慣習法に対する配慮もあり、家族法、相続法についてはセルビア法独特の規定が含まれている。特に、集団的家族所有、慣習的共有、相続における男系優先主義などの非近代的原理とはいえ、セルビア社会独特の権利が保護される諸規定がある。これらを巡っては、現代比較法は法の近代化の問題として否定的に評価するが、空想のような法典化では問題を後に残すだけである。しかもセルビアがトルコ支配から解放され、近代化路線による建国の際の最初の法典という時代性を考慮しなければならない。封建的な遺制を慣習法の保護という形で法典化してはいるが、同時に、法典には個人的財産権の規定もはじめて盛り込まれる近代法の萌芽が見られる。

2 法典編纂と慣習法

モンテネグロは旧ユーゴスラビア社会主義連邦共和国を構成したチャルノグラ共和国だが、1992年に連邦が解体した後、セルビアと連邦を構成する共和国である。地理的に山岳と海に囲まれ、それが外国からの侵略を防ぎ、独立を維持する時代が長かった。15世紀からのトルコの支配も名目的で、18世紀末には、公国の王であるペーテル一世（1784 - 1830）により、公国の統一の法典の編纂が始められている。ペーテル法典といわれる法典の編纂は1796年に一部が完成し、最終的には1803年に公布された全文39条からなる国法で、統治規定から、刑法、民法などを含む法典である。厳密に言えば、民法とはいえないが、財産権、商取引、家族、相続、それに慣習法に言及している。モンテネグロの初めての法典としての意義がある。

第二の法典は、ペーテル公の後継者、ダニーロ二世（在位、1851 - 60）の改革路線により実現した1855年のダニーロ法典（Danilov Zakonik）である。95条からなる法典は、前ペーテル法典を部分的に継承していて、憲法、刑法、民法に相当する規定が含まれているが、明確に政教分離原則を導入し、財産権、家族法、相続法が規定され、伝統的な集団所有制に触れた規定もある。前法典に比較すると、財産権規定が増え、個人財産権に対する厳格な保護という思想が盛り込まれた点で異なっている。しかしながら、モンテネグロの社会の地域により異なる慣習法の存在を考慮して、慣習法についての一般規定は避けられている。封建体制を持続したままの法典であるから、家族法における男系優先主義、婚外子の地位、刑法における極刑主義など、啓蒙主義による近代法には及ばない法典である限界はある。

モンテネグロ法典の中では、欧州の比較法学界が最も注目したのは1888年一般財産法典である。モンテネグロは1878年のベルリン条約で独立を果たし、ロシア皇室出でのニコラ公（1860 - 1918）の下で新国家体制の構築を始めた。1888年財産法典は地域による特殊性を考慮しなければならなかった従来の法典とは異なり、一般財産法として家族法、相続法を除く一般民法典として構成されている。

法典の起草の中心人物はヴァルタザール・ボギシチ（Valtazar Bogisic, 1834 - ?）である。彼はクロアチア生まれ、オーストリアで大学教育を受けた後、ベルリン大学に留学、当時ベルリン大学法学部は高名な歴史法学の指導者であったサヴィニーもプフタも退職あるいは亡くなり、輝ける歴史法学派は次の世代に継承されていたが、ボギシチは、歴史法学を起点とする法の歴史的研究方法に注目する問題意識に影響を受け、特にプフタによって始められた慣習法研究をベルリン留学の成果としてザグレブに持ち帰る。彼が1869年から南スロベニア地方で行った経験的調査は、800項目に渡る詳細を究めた調査方法がとられ、村落の自治、共有地の所有関係、住民間の商慣習、家族関係、相続関係などに及んでいる。この調査結果は「南スロベニアにおける基本的慣習法全集」(Zbornik sadasnjih pravnih obicaja u Juznih Slovena I, Zagreb, 1874)として出版されると欧州学界で注目された。

この作業に後年、注目したのは、同じく地理的に接近し、多元的法文化のなかで慣習法と継受された公式法（オーストリア法）とのギャップの問題を抱えるブコビナ、ガリチアの慣習法に關

心を持っていた法社会学者のエールリヒである。さらに英国の法人類学・比較法学者で古代法 (Ancient Law, 1861) の著作で“身分から契約へ”の名言を残したヘンリー・メイン (Henry Maine, 1822 - 1888) も知るころとなり、彼の最後の著作となった“初期の法と慣習” (Early Law and Custom, 1891) で、ボギシチの慣習法研究を引用して高く評価した。

その後、ボギシチは、生地を離れ、オデッサのロシア帝国大学のスラブ法講座担当の教授であった。ニコラ公の要請に応じてロシア帝国政府はモンテネグロの法典起草の専門家としてボギシチを推薦した。着任したボギシチは、南スロベニア調査と同じように各地の慣習調査に5年間にわたっておこない、同時に西欧におけるローマ法以来の諸法典の比較法研究も行った。彼の手になる1888年財産法典草案は、提出されるとわずかな修正で採択され公布された。法典はモンテネグロの一般法としての性格を与えられているので、各地の異なる慣習法の調整、統合は大きな意義を持ち、その後のモンテネグロの法発展に欠かせない近代法の移植の糸口となった。法典は、家族法と相続法分野の慣習法の影響の多い部分については除かれている。しかし特殊な慣習法については、裁判所が法の空白に直面した場合のみ適用が認められるとされた。

法典は、986か条からなり、6部分に分かれて構成される。最も特徴的なところは、本文規定以外に45か条の本文に含まれない解釈原則を示した部分である。権利の乱用を禁止する文言が表明されている。一般総則の法典への導入という考えは、後にドイツ民法典が総則を導入することで民法典編纂上では基本形となったが、モンテネグロ一般財産法はそれを本格的に採用した最初の法典となった。

家族法と相続法が法典から排除された理由は、それぞれの地域において慣習法に多くの違いがあり、その統一化は難しく、別途、法典化すべしという考えからであった。彼はまた、法典の文章は土着の言語で書かれるべきという考えを実行し、法律はドイツ語、ラテン語あるいはギリシャ語で書かれるという伝統を排して、モンテネグロのスラブ語を法文化した。法律用語として不十分とはいえ、それに法的意義を与える言語改革も行ったのである。

彼は法典起草の作業が完了した後、モンテネグロの法務大臣に就任 (1893 - 1899) して法典の運用までも見守ったのである。後世の法史学は、同法典をボギシチ法典とも呼ぶ。

3 第一次大戦後の法典編纂作業

第一次大戦後、1919年のベルサイユ条約 (ドイツ関係)、サンジェルマン条約 (オーストリア関係)、トリアノン条約 (ハンガリー関係) などの国際条約で新しい国境が確定して、中東欧・バルカンの諸国は一挙に独立した。

第一次世界大戦後セルビア・クロアチア・スロベニア王国 (1929年から国称はユーゴスラビア) として単一の国民国家となったが、歴史的には単一国家となる基盤を持たない多宗教、多言語、多法文化の新興国家であった。法文化は、ビザンチン法の正統を継承するセルビアに対して10世紀にカトリックに改宗しているクロアチアはハンガリー王を通じて欧州化し、部分的にハンガリー法が影響を残し、さらに1867年の憲法的妥協によるオーストリア・ハンガリー二重帝国の形成に際し、ハンガリー法文化圏から離脱してオーストリアの統治下でオーストリア法が適用されていた。

スロベニアを構成するダルマチア地方はアドリア海沿岸地方を中心にベニス王国の一部として自治的伝統を維持し、ローマ法を継受していた。ナポレオン時代には数年間はフランスに占領され、フランス法が適用された。しかしそれは短期間で1815年からのオーストリア統治下でオーストリア諸法が適用された。オーストリア法とフランス法の対抗関係が当事国の法改革と関わる点が特徴である。スロベニアは中東欧でポーランドについてフランス法が、ナポレオン軍の占領下で施行された例だが、オーストリア法になじんだダルマチア地方の支配層に対するフランス当局の妥協の結果、フランス法を強要できなかったため、フランス法の影響は限られていた。

従って統一国家を構成する旧王国においては、それぞれオーストリア法を西欧法をモデルとする近代化の経験に関しては共通であった。しかしその前段においては、ビザンチン法の伝統を強く受けるセルビア、その影響を全く受けなかったスロベニア、クロアチアがあり、統一法典を編纂する基本条件が欠けていた。従って戦間期においては統一法典のないままの状態で社会主義時代となった。

その多元的法文化の伝統は社会主義時代にも、新政権は旧法を無効とする宣言を公布するが、統一法が成立しない状況の下で裁判所の実践では部分的に旧法の適用が見られ、実質的には旧法が継承されていた。

その上に、社会主義時代の法改革でも統一法典は一部しか実現しなかった。ユーゴスラビア連邦憲法では、共和国に立法権限を認めていたが、基本法典などはそれに含まれていない。民事法に関する唯一の統一法典は、1978年の債務法典（1978年3月30日公布）である。

以上のような法史の概観から旧ユーゴスラビア社会主義連邦共和国を構成した地域の法は統一国家の法としてはきわめて特殊な事情と問題を抱え、しかもそれぞれの地域の文化的相違は大きく、連邦制における統一的一般法の適用を難しくしていた。

参考文献

- 鈴木輝二、EUへの道；中東欧における近代法の形成、尚学社、2004年
伊藤知義、セルビアにおける封建制の展開とその廃止、札幌学院法学、13巻、1号、1996年
F. H. Lawson, *Basillica*, *Law Quarterly Review*, XVI, 1930, and XIVII, 1931
A. G. Chloros, *Yugoslav Civil Law*, Oxford 1970